



都市公園、体育施設 指定管理者を募集します

★都市計画課 ☎1137、体育課 ☎1152

市では、効率的・効果的な管理運営や充実したサービスの提供、経費の削減を図るため、都市公園と体育施設の指定管理者を募集します。

○募集地域

- ①北地域（J R 高崎線から北側の地域）の都市公園45か所 体育施設6か所
- ②中央地域（J R 高崎線とJ R 上越新幹線の間の地域）の都市公園59か所 体育施設4か所
- ③南地域（J R 上越新幹線から南側の地域）の都市公園35か所 体育施設3か所

○指定管理者の行う業務

施設等の利用の許可等に関する業務・施設等の維持管理に関する業務・管理上、市長が必要と認める業務
※業務の詳細は協定で定めます。

○応募資格

市内に主たる事務所、支店、営業所などの拠点を置く（本件に係る基本協定締結までに置く場合を含む）法人その他の団体、及びこの団体を含む複数の団体により構成されたグループ
※個人の申請はできません。

○指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

○申請の受付期間

8月6日(木)～26日(水)
午前9時～正午、午後1時～4時30分（土・日を除く）

○募集要項の配布場所及び申請書の提出先

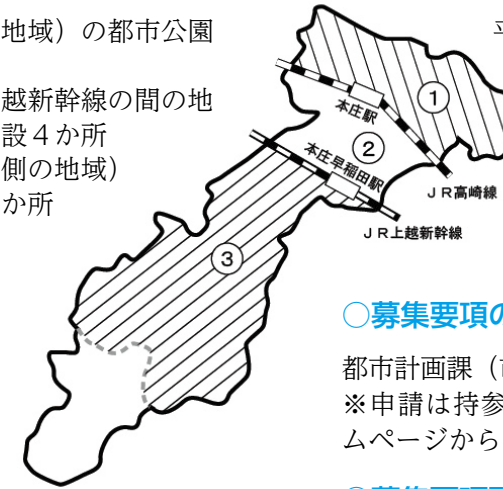
都市計画課（市役所2階）
※申請は持参に限ります。また、申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

○募集要項配布期間

7月6日(月)～22日(水)（土・日・休日を除く）

○説明会を開催します

日時 7月27日(月) 午後2時～4時
場所 市役所2階職員厚生室



市民税・県民税についてのお知らせ

市民税・県民税の申告相談

市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月中に発送し、申告相談を実施する予定です。

対象者

- ①前年に市民税・県民税が課税されていて、今年申告していない人、又は給与支払報告書、年金支払報告書が市に提出されていない人
- ②不動産収入又は報酬（外交員報酬含む）などがあり、申告をしていない人
- ※所得税が課税される場合や、源泉徴収された支払調書などがある場合は、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の発行

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。また、申告の結果、課税になる場合、証明書の発行は「税額決定・納税通知書」の発行後になります。証明書の発行までに期間を要しますので、

早めに申告をしてください。

扶養控除の確認

確定申告書又は給与支払報告書、年金支払報告書に基づき、対象者へ通知などで扶養の確認を行います。

また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所などへ被扶養者の合計所得などの確認を行います。

対象者

- ①重複して扶養をとっている場合
- ※複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。
- ②確定申告書又は給与支払報告書、年金支払報告書に扶養の記載があるが、その被扶養者を特定できない場合
- ※確認の結果、扶養が取り消される場合があります。変更内容は、本人（普通徴収の場合）又は勤務先（特別徴収の場合）に通知します。
- ※お問い合わせは左記へ
- ★課税課 ☎1123

本庄市国民健康保険加入者のみなさんへ

限度額適用認定証の更新のお知らせ

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月末日までとなっています。8月以降も引き続き、入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、忘れずに更新の手続きをしてください。

更新期間 7月27日(月)～8月31日(月)

受付場所 保険課（市役所1階）、市民福祉課（アスパアこども）

用意 国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を必要とするもの）

※国民健康保険税に滞納がある、認定証の交付を受けられません。

*世帯の中に転入や未申告等により所得が不明な人がいると、正しい所得区分の認定証が発行されませんので、所得の申告を行ってください。

限度額適用認定証とは

国民健康保険に加入している人が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口の支払いが所得区分に応じた負担額までとなります（保険適用外の医療や入院時の差額ベッドなどは対象外）。

申請は、今回の更新期間を過ぎても随時受け付けていますので、ご利用ください。認定証は、申請した月の初日から有効です。月を遡って発行できませんのでご注意ください。

なお、年齢が70歳から74歳で住民税課税世帯の人は「高齢受給者証」を医療機関に提示することで、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請は不要です。



高齢受給者証を発送します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人に、「高齢受給者証」を交付しています。この受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診の際には保険証と併せて提示が必要です。

また、高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されるため、7月下旬に新しい高齢受給者証を対象者全員に郵送します。

これから70歳になる人

これから70歳になる人は、70歳の誕生日の翌月（1日）が誕生日の人はその月）から高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は誕生日の月末（1日）が誕生日の人は前月末）に発送しています。

★保険課 ☎1116、市民福祉課 ☎11333



農業委員を紹介します

埼玉北部農業共済組合推薦の小林知之氏が5月31日付で退任され、6月1日付で新たに飯島和憲氏が農業委員に選任されました。



飯島 和憲 氏

平成27年市議会第2回定例会

平成27年市議会第2回定例会が、6月1日(月)から23日(火)までの日程で開催されました。

今議会には、本庄東中学校既存校舎等解体工事の実施に伴う「工事請負契約の締結について」や、予算総額を歳入歳出それぞれ298億4,600万3,000円とする「平成27年度本庄市一般会計補正予算(第1号)」など、13議案を提出しました。

また、議員提出議案として「本庄市議会委員会条例の一部を改正する条例」など、2議案が提出されました。

23日間の審議の結果、すべての議案が原案のとおり可決・承認・同意され、閉会しました。

